

## 研修

### マイナンバー制度に関する研修会のご案内（3/9（木）13時～）

2016年1月から、年金、雇用保険、医療保険、福祉業務、税の確定申告等の手続に供するため国民にマイナンバーが通知されました。弁護士は、自営業者として自らのマイナンバーを提示し、また、事務職員のマイナンバーを扱うだけでなく、成年後見や破産管財などの業務で、成年被後見人や従業員のマイナンバーを扱う機会もあります。したがって、個人番号制度の運用実務や個人番号の取扱いの基本と問題点は、弁護士として最低限知っておかなければならない事柄です。弁護士業務、事務所運営、そして顧問先などからの相談対応等のため、個人番号制度について必要な知識を身に付けるべく研修会の実施を企画しました。今回は、マイナンバー法の立法担当官であった第二東京弁護士会会員の水町雅子氏をお招きし、マイナンバー法に関する理解を深めたいと思います。

日 時 2017年3月9日（木）午後1時～午後3時（開場：午後0時40分～）  
場 所 弁護士会館2階クレオ講堂A  
講 師 水町雅子氏（第二東京弁護士会会員）  
対 象 東京弁護士会会員・法律事務所職員  
定 員 150名（定員になり次第、申込を締め切りとさせていただきます。）  
主 催 東京弁護士会

（回答書）※会員は、マイページ上、法律事務所職員はホームページ上からも申込みできます。  
FAX返信先 03-3581-0865（担当：東京弁護士会人権課 青木・田中宛）  
3月9日（木）マイナンバー制度に関する研修会に出席します。  
東京弁護士会会員・法律事務所職員（※どちらかに○の記載をお願いいたします）

法律事務所名 \_\_\_\_\_ 事務所

お名前 \_\_\_\_\_（登録番号： \_\_\_\_\_）

※弁護士の方は登録番号も記載ください。

担当委員会 東京弁護士会秘密保護法対策本部

問い合わせ先 東京弁護士会人権課 TEL：03-3581-2205